

総行住第140号
令和7年12月10日

各都道府県知事殿
各指定都市市長殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

住民基本台帳法施行令等の一部改正について（通知）

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第406号。以下「改正令」という。）が、本日公布されました。

改正令は、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）を踏まえ、下記第1のとおり住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「住基令」という。）を改正し、住基令に基づく住民票への旧氏及び旧氏の振り仮名（以下「旧氏等」という。）の記載及び変更（以下「記載等」という。）の請求における請求者による戸籍謄本等の添付を原則不要とすることとしたものです。

また、改正令の施行に伴い、住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号。以下「住基規則」という。）、地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令（平成29年総務省令第79号）及び住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置を定める省令（令和7年総務省令第48号。以下「経過措置省令」という。）（以下「住基規則等」という。）について、下記第2のとおり改正し、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号自治省行政局長から各都道府県知事あて通知）の一部について、下記第3のとおり改正することとしました。

貴職におかれては、下記事項にご留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村（特別区を含む。以下同じ。）の市町村長に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 改正令における改正事項

1 住基令の一部改正

旧氏等の記載等の請求における請求者による戸籍謄本等の添付について、戸籍法第120条の2の規定によりする同法第10条の2第2項の規定による手続（以下「庁内確認手続」という。）を活用して請求先の市町村長が庁内で戸籍の情報を確認すること

により、原則不要とするとともに、庁内確認手続によっては戸籍の情報を確認できない場合には、当該市町村長が請求者に対して戸籍謄本等又は除籍謄本等（以下「戸籍確認書面」という。）の提出を求めることができるものとする。

2 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の一部改正

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第17号）附則第7条に規定する住民票への記載を求めようとする旧氏に係る戸籍謄本等に旧氏の振り仮名の記載がない場合において、旧氏の振り仮名に代わり「旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字」の記載を請求するときにおける「当該文字が示す読み方を過去に当該旧氏に用いられる文字の読み方として使用していたことを証する書面」については、引き続き添付が求められるものとする。

3 その他の事項（施行期日等）

- (1) 改正令は、公布日（本日）から施行するものとする。
- (2) その他所要の規定の整備を行うものとする。

第2 住基規則等の改正における改正事項

1 住基規則の一部改正

住基規則第52条に規定する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第6項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが著しく困難又は不相当と認められる部分について、旧氏等の記載等の請求においては、住基令第30条の14第2項及び第5項の戸籍確認書面の提出とすること。

これにより、戸籍確認書面の提出を要しない旧氏等の記載等の請求は、原則オンラインによる請求が可能となる。

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第1条第2号の規定により、住民票に旧氏が記載されているときは、当該旧氏を個人番号カードに記載することとされている。このため、オンラインによる請求に基づき住民票に旧氏を記載した場合であっても、窓口において個人番号カードの記載事項の変更に係る手続を行う必要がある点につき御留意いただきたい。

オンラインによる請求の受付の手段としては、例えば市町村においてマイナポータルのぴったりサービスを活用することが考えられる。今後、ぴったりサービスにおいてオンライン請求が可能になるように整備する予定であり、整備が完了した際には改めて周知する予定である。

2 経過措置省令の一部改正

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置を定める省令に規定する変更を求めようとする旧氏に係る戸籍謄本等に旧氏の振り仮名の記載がない場合において、旧氏の振り仮名に代わり「旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字」の記載を請求するときにおける「当該文字が示す読み方を過去に当該旧氏に用い

られる文字の読み方として使用していたことを証する書面」については、引き続き添付が求められるものとする。

3 その他の事項（施行期日等）

- (1) 住基規則等の改正は、改正令の施行日（本日）から施行するものとする。
- (2) その他所要の規定の整備を行うものとする。

第3 住民基本台帳事務処理要領の一部改正

住民基本台帳事務処理要領の一部を別添のように改正し、本日から実施すること。